

## 口座直結決済サービス利用規約

改定 2025年9月25日

### (適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、口座直結決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。なお、本規約【別紙③】即時振替に関する特則の2）特約2 事務取扱要領の第10条（免責）に定める場合を除きいかなる場合においても、利用規約第1章第26条第1項及び第26条第2項の定めのうち PG の損害賠償責任を定める部分については、本規約の定め優先するものとする。

### (用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) 口座直結決済 買主と甲との間の商品の販売又は提供において、銀行 Pay 機能、Bank Pay 機能、即時振替機能の全部又は一部を利用して決済を行うこと
- (2) 銀行 Pay 銀行 Pay に関するマルチバンク決済サービスに参加する銀行が提供する、商品代金等を、スマートフォンを利用して預金口座から即時に支払うことのできるサービス
- (3) Bank Pay 日本電子決済推進機構、その会員、又はその接続事業者が提供する、アプリ等を通じて、登録した預貯金口座（振替口座を含む）からのデビット（即時引落）支払に利用できる決済サービス
- (4) 即時振替 ゆうちょ銀行が提供する、買主との間の精算業務に関して、指定の振替口座（買主の総合口座から払い出した請求金額を一時的に入金する経過勘定を含む。）においてする電信振替による収納事務サービス
- (5) 口座直結決済サービス PG が提供する口座直結決済による商品代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの
- (6) 本決済事業者 本サービスに含まれるいずれかの決済方法を提供する主体となっている事業者又はその提携事業者の総称であって、買主の支払口座を有する銀行、日本電子決済推進機構、その会員、又はそれらのいずれかと接続する事業者

### (口座直結決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 利用規約第5条第1項の定めにかかわらず、口座直結決済サービスの内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 口座振替依頼請求又は口座振替結果に関するデータ処理
  - ① 甲を売主とする商品の販売又は提供の申込に関するデータ（以下「申込データ」という）のうち通信回線を通じて送信されてきた口座振替依頼請求に関するデータを PG のシステムによって受信した上、受信した当該データを当該商品の販売又は提供に係る本決済事業者等のシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること
  - ② 当該本決済事業者等から通信回線を通じて送信されてきた当該口座振替結果に関するデータを PG のシステムによって受信した上、甲が本サービスを利用するために用意する装置、設備及び環境（通信環境を含む。以下「甲のシステム」という）へ向けて、当該結果に関するデータを、通信回線を通じて発信すること
- (2) 口座振替取消請求又は口座振替取消結果に関するデータ処理
  - ① 特定の商品の販売又は提供についての口座振替取消請求に関するデータを PG のシステムによって受信した上、受信した当該データを当該商品の販売又は提供に係る本決済事業者等のシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること
  - ② 当該本決済事業者等から通信回線を通じて送信されてきた当該口座振替取消結果に関するデータを PG のシステムによって受信した上、甲のシステムへ向けて、当該結果に関するデータを、通信回線を通じて発信すること
- (3) インターネットを通じた管理画面の提供その他前二号に関連し又は附随するサービスとして PG が定めるもの

### (口座直結決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が口座直結決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等（本規約においては、PG の求めがある場合、PG 所定の書式に必要事項を記載したチェックリストその他申込みにあたり PG が必要と指定した書類を含む）を PG に提出した後、口座直結決済サービスを利用可能な加盟店として甲が登録された旨の通知及び口座直結決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、口座直結決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、口座直結決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

2. 甲は、PG がチェックリストの対応状況に応じて指定する利用上限金額を上限としてのみ、口座直結決済サービスを利用することができる。
3. 甲は、買主との国内取引においてのみ、口座直結決済サービスを利用することができる。ただし、PG が特別に認めた場合はこの限りではない。

### (口座直結決済サービスの利用対価)

第5条 甲は、口座直結決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

### (甲の遵守事項等に関する特則)

第6条 甲は、口座直結決済サービスのうち甲が利用する銀行 Pay、Bank Pay、即時振替の全部又は一部に適用される【別紙】記載の各特則（ただし、Bank Pay について、代表加盟サービスの利用がない場合には、適用となる【別紙②-1】Bank Pay に関する特則A又は【別紙②-2】Bank Pay に関する特則Bのうち第1条は適用しない）について同意し、

遵守する。また、甲は、【別紙】記載の特則以外に本決済事業者が遵守を求める事項（都度変更が生じる可能性があり、その場合には変更後の内容を含む。Bank Pay については、Bank Pay 加盟店規約（以下「BP 加盟店規約」という）、Bank Pay 参加規約、Bank Pay ガイドライン、Bank Pay 提携ガイドライン、Bank Pay 運用マニュアルを含むがこれらに限られず、即時振替については、本決済事業者の定める即時振替規定、申込み・決済にかかる規約等を含むが、これらに限られない。以下あわせて「本決済事業者が定める事項」という）に同意し、これらを遵守する。なお、【別紙】に定めのない事項については、その他本決済事業者が定める事項が適用され、【別紙】とその他本決済事業者が求める事項との間に矛盾抵触がある場合には、【別紙】の定めが優先するものとする。また、各特則内の用語の使用は、その他本決済事業者が定める事項の定めに従うことがある。

2. 甲が口座直結決済サービスのうち Bank Pay を利用する場合には、原則として、【別紙②-1】Bank Pay に関する特則 A が適用され、甲はこれに同意し遵守する義務を負うが、PG が特別に【別紙②-2】Bank Pay に関する特則 B の適用があるものとして指定した場合には、甲は【別紙②-2】Bank Pay に関する特則 B に同意し遵守する義務を負う。

#### （免責に関する特則）

- 第7条 PG は、本決済事業者の支払能力の不足又は信用不安その他の PG の責に帰すべき事由以外の事由によって、本決済事業者からの決済売上金その他 PG の甲に対する金銭支払債務の全部又は一部を受けることができなかつた場合、当該支払を受けることができなかつた代金等に関する甲への決済売上金の支払義務を免れるものとする。
2. 甲は、PG に対する本サービスの利用申込みは、申込みに対する本決済事業者の承諾を保証するものではなく、本決済事業者から申込みを拒否され、結果口座直結決済サービスの利用を PG が拒否することになった場合であっても、PG はなんらの責任を負わないことを承諾する。
  3. 甲は、口座直結決済サービスの金融機関口座登録において webview を使用することを PG は推奨しておらず、甲の責任において使用すること、使用した場合のエラー等について PG は一切責任を負わないことを承諾する。なお、非推奨の範囲等の詳細については、別途 PG が「マルペイ Docs」にて定めるものとする。
  4. PG は甲に対して口座直結決済サービスにおける金融機関に関する情報（店舗情報及び支店コードを含み、以下「金融機関情報等」という）の正確性、完全性、有用性、実現性、提供の継続性、特定目的への適合性、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことその他一切の事項（以下「正確性等」という）を保証するものではなく、甲は、甲の責任において金融機関情報等を調査すること、金融機関情報等の正確性等の有無に起因して発生したエラー等について PG が一切責任を負わないことを承諾する。
  5. 甲は、PG が甲に対して、前項に定めるほか、いかなる場合においても、甲による金融機関情報等の利用又は利用できないことに起因する全ての間接的・特別的・偶発的・結果として発生するあらゆる損害について、一切の責任を負わないことを承諾する。

#### ≪口座直結決済サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特則≫

##### （適用範囲）

第8条 本代表加盟サービスに関する特則の規定は、利用規約第1章第2節の規定に付加し、PG が甲の代理人として口座直結決済サービスにおける加盟申請を行うこと並びにかかる加盟申請に対して承認された口座直結決済サービスに係る甲の通信販売に関してのみ適用される。本代表加盟サービスに関する特則に定めのない事項については、本規約の定めによるものとし、本代表加盟サービスに関する特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本代表加盟サービスに関する特則の定めによる。

##### （代表加盟サービスの内容）

第9条 口座直結決済サービスにおける代表加盟サービスの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 甲から授与された代理権に基づき、甲の代理人として、本決済事業者に対し、加盟申請を行い、これに対する回答を受領すること
- (2) 前号のサービスを利用して承認された加盟申請に基づく請求、申請、通知等及びその受領に関して甲を代理し、又は業務を遂行すること
- (3) 本決済事業者が、PG の代理受領権に基づき引き渡される決済売上金を管理するためにデータ処理を行うこと
- (4) 本決済事業者からの請求があった場合、決済売上金の返金業務のための業務を行うこと
- (5) 銀行 Pay に関するマルチバンク決済サービスに参加する銀行と接続する電子決済等代行業者としての業務を行うこと
- (6) 前各号の各サービスに付随し又は関連するサービスとして PG が定めるサービス

##### （代表加盟サービスの利用）

第10条 口座直結決済サービスにおける代表加盟サービスの利用は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

##### （代表加盟サービスの利用の対価）

第11条 甲は、口座直結決済サービスにおける代表加盟サービスの対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

##### （代理権授与）

第12条 甲は、本代表加盟サービスに関する特則第10条に基づき本申込書等を PG に提出した場合、PG に対し、以下の各号の事項に関する包括的代理権を授与したものとする。

- (1) 口座登録依頼請求、口座登録取消請求、口座振替依頼請求及び口座振替取消請求
- (2) 決済売上金の受領
- (3) 本決済事業者への通知、審査依頼及び当該本決済事業者からの通知等の受領
- (4) その他本サービスの履行に関連する事項

2. 甲は、本利用契約のうち口座直結決済サービスのうち代表加盟サービスに関する部分が有効に継続する期間中、前項の包括的代理権の授与の全部又は一部を撤回することができないものとする。但し、本決済事業者から加盟申請を拒否された場合は、甲と PG が別段の合意をした場合を除き、当該代理権授与は何らの通知を要することなく当然に撤回されるものとする。

**(代表加盟サービスに関する規定の適用)**

第13条 利用規約第1章第38条乃至第42条の定めは、本代表加盟サービスに関する特則において適用する。

以上

## 【別紙①】銀行 Pay に関する特則

### 1) 特約 1

第 1 条 甲は、以下の各事項を表明し、かつ保証する。

- (1) PG が定めるセキュリティチェックリストを充足していること
  - (2) 甲は、PG に対して商品の代金等にかかる債権を譲渡すること又は PG に取引代金収納事務の委託をすること
2. 甲は、以下に掲げる事項を遵守又は確認する。
- (1) 本決済事業者のサービス提供及びその内容に対して何らの異議を唱えないこと
  - (2) 一度本決済事業者としての業務を開始した本決済事業者により当該業務を終了する旨の通知が PG を通じてなされた場合であっても、当該業務の終了に関して何らの異議を唱えないこと
  - (3) 本アプリ又は加盟店サイト等に関しシステム障害等が起きた場合、利用者対応に必要な情報を、PG に提供すること
  - (4) 加盟店が本アプリを組み込む加盟店サイト等に関しては、PG 又は本決済事業者から依頼があった場合には、当該 PG 又は本決済事業者の定める仕様に従うこと
  - (5) PG から本アプリに係る銀行 Pay に関する機能等のアップデート等の依頼があった場合には、速やかにこれを実施すること
  - (6) 利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置を講じること
  - (7) 利用者への情報提供、問い合わせ等への対応その他の利用者保護を図ること
  - (8) 利用者に銀行 Pay 機能を提供するにあたり甲に適用される、監督官庁の告示・通達、業界及び自主規制団体の自主ルール等に違反しないこと
  - (9) プライバシーポリシー、サービス利用規約その他の本アプリに係る銀行 Pay に関連して甲が利用者との間で締結する契約の内容を変更する場合、速やかに PG に通知をし、変更の必要性、内容等について誠実に協議を行うこと
  - (10) 利用者が本アプリに係る銀行 Pay を利用することにより甲が受領した決済情報、利用者に関する情報については、PG 又は本決済事業者が利用者より個人情報を取得するに際して特定した利用目的（その後に適法に変更された場合には、当該変更後の利用目的を意味する）の範囲内で取り扱うこと

### 2) 特約 2

#### (利用者保護等)

第 1 条 PG 及び本決済事業者は、当該 PG 又は本決済事業者が利用者保護、利用者情報の適正な取扱い又は安全管理の観点から、合理的な事由により必要と判断するとき、甲に対し改善を求めることができる。

2. 甲は、本サービスの利用に関し、コンピュータウィルスの感染、第三者によるハッキング又は改竄、他のネットワークへの不正アクセス、情報漏えい、第三者が口座名義人に成りすまして本サービス等に係る申込みをする行為、口座名義人の意思に基づかない発信等を防止するために必要なセキュリティ対策を、自己の費用と責任において行うものとする。

#### (不正アクセス発生時の対応等)

第 2 条 甲は、本サービスに関し、不正アクセス、ハッキング、ネットワークへの不正侵入（以下「不正アクセス等」という）、不正アクセス等による情報の流出、漏洩若しくは改竄、又は資金移動等が発生し、又はその具体的な可能性を認識したときは、直ちに PG に通知するものとする。

2. 甲は、不正アクセス等及び不正アクセス等による情報の流出、漏洩若しくは改竄、又は資金移動等が発生し、又はその具体的な可能性を認識したときは、速やかに実施可能な対策を講じた上で、PG と協力して原因の究明及び対策を行うものとする。この場合、PG は、当該原因の究明及び対策を行うために合理的、かつ、適正な範囲内で甲に対して情報の開示を求めることができ、甲は合理的、かつ、適正な範囲内でこれに応じるものとする。

#### (障害発生時の対応)

第 3 条 甲は、本サービスの継続的な提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由（本サービスにおいて利用するシステムに関する重大な障害、本サービス等の提供に関する重大な事務手続きに起因する障害、不正出金等の金融犯罪の発生等を含み、以下「障害等」という）が発生した場合には、直ちに PG に通知するものとする。

2. 障害等が発生した場合には、甲は、PG と協働して当該障害等の発生原因を特定、除去するとともに、障害等による損害の拡大を防止するための措置、復旧措置、再発防止のための措置（以下「損害軽減措置」という）を講じるものとする。この場合、PG は、損害軽減措置を講じるために合理的、かつ、適正な範囲内で甲に対して情報の開示を求めることができ、開示を求められた甲は合理的、かつ、適正な範囲内でこれに応じるものとする。

#### (免責)

第 4 条 PG 及び本決済事業者は、本特則の不履行が、天災、騒乱、電気通信事業者が管理する通信回線の不備、法的規制、その他不可抗力によって生じたときは、係る不履行に対して責任を負わないものとする。

#### (反社会的勢力の排除)

第 5 条 甲は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）及び従業員その他自己の業務に従事している者（パート社員、派遣社員を含むがこれに限らない）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたってもことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲が、前2項の表明・確約に違反した場合（表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合を含む）、PGは、何らの催告を要せず直ちに本特約及び本利用契約を解除できるものとする。この場合、甲は、本特約及び本利用契約の解除によって生じた損害についてPGに対してなんらの請求をせず、PGに損害が生じたときは甲がその損害を賠償するものとする。

### 3) 特約3

#### (目的)

第1条 本特約は、本決済事業者が指定する本決済事業者のサービスの利用者が、PGの提供する本サービスを通じて本決済事業者のサービスを利用できるようにするために、本決済事業者がPGに本APIの非独占的な使用を許諾し、PG及び甲が本APIを使用して利用者にPGの本サービス及び甲のサービスを提供することについて、使用条件その他の基本的事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条

- (1) 「営業日」とは、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。
- (2) 「検証環境」とは、本APIを利用するソフトウェアの動作確認を行うために別途開放する本決済事業者のシステムの検証環境をいう。
- (3) 「書面等」とは、書面及び電磁的記録をいう。
- (4) 「セキュリティチェックリスト」とは、甲がセキュリティに関してPG又は本決済事業者に提出する書面等による報告をいう（本利用契約の締結前に提出したものであるかを問わない。また、変更があった場合は変更後のものをいう。）。
- (5) 「接続試験」とは、PG及び甲が本APIを利用するソフトウェアを本APIに係る仕様に準拠していることを本決済事業者が確認するために行われる試験をいう。
- (6) 「トークン等」とは、PG及び甲が本APIを通じて本決済事業者のシステムにアクセスするためのトークンその他の情報をいう。
- (7) 「不正アクセス等」とは、不正アクセス、ハッキング、ネットワークへの不正侵入をいう。
- (8) 「本API」とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースであって、PG又は本決済事業者が甲に別途差し入れる仕様書（以下「本API仕様書」という。）の仕様によるものをいう。
- (9) 「本APIアクセス権」とは、PG及び甲が非独占的に本API連携することができる権利をいう。
- (10) 「本API連携」とは、PG及び甲が本APIを使用して、本銀行機能と本サービスを連携させることをいう。
- (11) 「本銀行機能」とは、本決済事業者が利用者に提供する本決済事業者のサービスをいう。
- (12) 「甲サービス」とは、甲が本APIを用いて利用者に対し提供するサービスをいう。
- (13) 「利用者」とは、甲サービス及び本銀行機能を利用することに同意した者であって、甲が本サービスの利用を認め、本決済事業者が本銀行機能の利用を認めた者をいう。
- (14) 「利用者情報」とは、甲が利用者の指図に基づきPG及び本APIを通じて本決済事業者から取得した利用者に関する情報（甲においてこれを加工した情報を含む）をいう。
- (15) 「連鎖接続」とは、本APIを通じて取得した情報の全部又は一部を利用者に伝達することを目的として連鎖接続先に提供し、又は利用者の指図（当該指図の内容のみを含む。）を連鎖接続先から受領して本APIを通じて銀行に伝達することをいう。
- (16) 「連鎖接続先」とは、銀行法施行規則第34条の64の9第3項に規定される電子決済等代行業再委託者をいう。

#### (本APIの利用等)

- 第3条 PGは、甲に対し、甲サービスにおける本サービスの利用の目的の範囲内で、本APIの非独占的な使用を許諾する。なお、甲はPG又は本決済事業者の事前の書面等による承諾なく、本APIアクセス権について、譲渡、信託、承継、担保権設定その他の一切の処分をすることができず、かつ、第三者に対して再使用許諾することはできない。
2. 本APIの仕様はPG又は本決済事業者が定める本API仕様書のとおりとす。PG及び本決済事業者は、甲の承諾を得ることなく、本APIの仕様を変更することができるものとする。
  3. 甲は、本特約に基づく連鎖接続の場合又はPG又は本決済事業者の承諾を得た場合を除き、甲サービスの全部若しくは一部又は本APIの使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携（利用者が接続事業者から利用者情報を取得するために使用するソフトウェアを第三者が開発すること、及びかかるソフトウェアを利用者が使用することを含まない。次項において同じ。）させてはならない。
  4. 甲は、前項に基づくPG又は本決済事業者の承諾により、甲サービスの提供の全部若しくは一部又は本APIの使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させる場合には、当該第三者の行為についても本特約の定めによる責任を負担し、当該第三者をして本特約の定めを遵守させるものとする。

5. 甲は、甲サービスの全部若しくは一部又は本 API の使用を第三者に委託する場合、セキュリティチェックリストに記載されているときを除き、PG 又は本決済事業者事前に通知するものとする。但し、委託を行うことによりセキュリティチェックリストにおける記載を変更する必要があるときについては、甲は、事前に PG 又は本決済事業者の承諾を得るものとする。
6. PG は、甲に対し、本特約に定める範囲での本 API の使用のみを再許諾するものであり、甲は本 API、その派生物及び本 API により提供されるデータに係る著作権、特許権その他の知的財産権及び所有権その他の権利を取得するものではない。但し、本 API により提供されるデータについて PG 又は本決済事業者が著作権、特許権その他の知的財産権を有するか否かにかかわらず、甲は、本 API により提供されるデータについて、甲サービスの目的で加工すること、本特約に基づき第三者に連携すること、連鎖接続先へ提供すること、その他本特約で認められる範囲内で使用することができる。
7. 甲は、本 API のほか、別途、PG と合意した方法以外で甲サービスと連携してはならない。甲は、利用者の同意に関わらず、利用者が甲サービスを利用するための ID、パスワード、暗証番号等の認証情報を取得・保管してはならない。

#### (本 API 連携の開始)

第4条 甲は、本 API 連携を開始しようとする場合、PG の定めるところにより、セキュリティチェックリストを PG 又は本決済事業者に提出する。

2. PG は、セキュリティチェックリスト等により甲の体制が PG 又は本決済事業者の定める基準を満たしていることを確認した後であっても、甲が PG 又は本決済事業者の定める基準を満たさないことが明らかになった場合には、PG 及び本決済事業者は本 API 連携を開始させず、又は本 API 連携を停止することができる。

#### (認証とトークン)

第5条 PG 又は本決済事業者は、利用者の申請に基づき、PG 又は本決済事業者が定める利用者の本人認証手続その他の手続により本 API 連携を認める場合、甲に当該利用者に係るトークン等を付与する。

2. 甲は、PG 又は本決済事業者が発行したトークン等を自己の費用と責任において厳重に管理するものとし、トークン等を第三者に使用させ、又は貸与、譲渡、売買、質入れ等をしてはならないものとする。
3. 甲は、トークン等を当該トークン等に係る利用者の指図（包括的なものを含む。以下、この条において同じ。）に基づいて使用するものとし、PG 又は本決済事業者に伝達する指図その他の情報の過誤、取違い、改ざん及び漏洩について責任を負う。
4. PG 及び本決済事業者は、甲より指図の内容の伝達があった場合で特段の事情がないときは、甲が利用者からの指図に基づいて指図の内容の伝達をしているものとみなすものとする。
5. 甲は、トークン等の盗難、不正利用の事実を知った場合、直ちにその旨を PG 又は本決済事業者に対して通知するものとし、緊急措置を講じた上で、PG 又は本決済事業者から指示があった場合には、これに合理的な範囲で従って対応するものとする。
6. 甲のトークン等の管理が不十分であること、甲のトークン等の使用に過誤があること、又は甲の指図の内容の伝達に過誤があることに起因して、PG、本決済事業者、接続事業者又は利用者その他の第三者に損害が発生した場合、当該損害に関する責任は甲が負担するものとする。

#### (再接続事業者の義務)

第6条 甲は、利用者との間で、甲サービスの方法及び内容に関し、利用規約を定めて利用者の同意を得るものとし、利用規約の内容を PG 又は本決済事業者事前に通知するものとする。甲が、甲サービスの方法及び内容を変更し、もって利用規約を変更しようとする場合も、その内容を PG 又は本決済事業者事前に通知するものとする。PG 及び本決済事業者は、利用者保護等の観点から必要と客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に甲サービスの利用規約の内容を改善するよう求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に事前に通知したうえで、本 API 連携を停止することができる。

2. 甲は、甲サービスにおいて虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等を行ってはならず、利用者の保護のために必要な表示、説明等を行うものとする。PG 及び本決済事業者は、甲が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に事前に通知したうえで、本 API 連携を停止することができる。但し、PG 及び本決済事業者は、甲が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ずに、本 API 連携を停止することができる。
3. 甲は、甲サービスに関する利用者からの苦情、問合せ等に対応するため、問合せ窓口を設置し、PG 又は本決済事業者に通知するとともに、公表するものとする。甲サービスに関して利用者及び連鎖接続先から苦情、問合せ等が寄せられたときは、甲は適切かつ迅速に対応するものとする。
4. 甲が本 API を経由して PG 及び本決済事業者のシステムにアクセスするために必要な、コンピュータ、ソフトウェアその他の機器、クラウド環境又はクラウド環境にアクセスするために必要な利用環境、その他の通信回線等の準備及び維持は、甲の費用と責任において行うものとする。
5. 甲は、PG 又は本決済事業者に提出したセキュリティチェックリストにしたがい、かつ PG 又は本決済事業者が定める基準にしたがったセキュリティを維持する。甲は、セキュリティチェックリストに重要な変更が生じるときは、速やかに（遅くとも変更の2カ月前までに）PG 又は本決済事業者に変更後のセキュリティチェックリストを提出する。但し、甲が緊急にセキュリティ対策を行う必要があるなどやむを得ない場合には、変更後のセキュリティチェックリストを速やかに PG 又は本決済事業者に提出する。PG 及び本決済事業者は、接続事業者のセキュリティが PG 又は本決済事業者の定める基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは甲に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に事前に通知したうえで、本 API 連携を停止することができる。

6. 甲は、甲サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、甲の費用と責任において行うものとする。
7. 甲は、事前に PG に通知した内容により、自らの責任において甲サービスを提供する。甲は、甲サービスを停止又は終了しようとするときは、PG 又は本決済事業者に速やかに（遅くとも停止又は終了の2カ月前までに）事前に通知した上で、利用者に事前に周知するものとする。但し、緊急的なセキュリティ対策等による一時的な停止の場合は、事後速やかに PG 又は本決済事業者への通知及び利用者への周知を行うものとする。
8. 甲サービスに係る電子決済等代行業の業務に関して損害が生じたとして利用者から問い合わせがあった場合、甲は、自らの帰責性の有無にかかわらず、問い合わせの取次ぎや対応状況の確認を行う等、当該問い合わせに関して誠実に対応するものとする。
9. 甲は、甲サービスに係る電子決済等代行業の業務に関し、甲又はその電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため、並びに業務の執行が法令等に適合することを確保するため、PG 又は本決済事業者が別途定める基準に従ったセキュリティ及び体制を維持するものとする。甲が、PG 又は本決済事業者の定める基準を満たしていない可能性があるとき客観的かつ合理的な事由により PG 又は本決済事業者が判断する場合、PG 及び本決済事業者は、甲に対し、報告の徴求、立入検査、是正措置の要求、本サービスの利用停止、本規約に基づく契約の解除その他の適切な措置を行うことができるものとする。

#### (不正アクセス等発生時の対応)

- 第7条 甲は、本 API 連携又は甲サービスに関し、不正アクセス等、不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改竄等若しくは資金移動、又は不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改竄等若しくは資金移動の具体的な可能性を認識した場合（銀行以外の金融機関との連携に関して不正アクセス等が判明した場合を含む。）、直ちに PG 又は本決済事業者に報告するものとする。
2. 甲は、本 API 連携又は甲サービスに関し、不正アクセス等が判明し、又は情報の流出・漏洩・改竄等若しくは資金移動の具体的な可能性を認識した場合、速やかに実施可能な対策を講じた上で、PG 及び本決済事業者と協力して原因の究明及び対策を行う。PG 及び本決済事業者は、十分な対策が講じられるまでの間、本 API 連携を制限又は停止することができる。
  3. 不正アクセス等が発生した場合、又は不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改竄の具体的な可能性を認識した場合、PG、本決済事業者及び甲は、他の当事者に対し、他の当事者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報、トークンその他の当該利用者を特定するための情報を開示することができ、開示を受けた当事者は、当該情報を厳重に管理する。
  4. 甲は、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行うことができるよう必要なアクセスログの記録及び保存を行う。

#### (障害等発生時の対応)

- 第8条 甲は、本 API 連携又は甲サービスの継続的提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由（甲サービスの提供に利用するシステムに関する重大なシステム障害、甲サービスの提供に関する重大な事務手続に起因する障害、不正出金等の金融犯罪、及び甲サービスの提供に関与する甲又は甲の外部委託先の従業員による不祥事件の発生などを含むがこれらに限られない。以下、「障害等」という）が発生した場合には、直ちに PG 又は本決済事業者に報告するものとする。
2. 障害等が発生した場合、甲は、PG 及び本決済事業者と協働して当該障害等の発生原因を特定、除去するとともに、障害等による損害の拡大を防止するための措置及び再発防止のための措置（以下、「損害軽減措置」という）を講じるものとする。かかる場合において、PG 及び本決済事業者は、損害軽減措置を講じるために合理的かつ適正な範囲内で、甲に対して障害等の発生した利用者に係る情報、障害等が発生した状況その他の情報の開示を求めことができ、甲は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。
  3. 障害等が、PG 又は本決済事業者の監督官庁に対して報告が必要な事由に該当する場合には、甲は、PG 又は本決済事業者が監督官庁に報告するために必要な資料の提供その他の協力を行うものとする。
  4. 第1項の障害等が甲の設備に起因する場合、甲は、遅滞なく当該障害等の内容の解析を実施するとともに甲サービスの復旧に必要な措置を講じ、当該障害等の内容と復旧措置について、PG 又は本決済事業者に対し回答する。甲サービスの復旧に必要な事項が生じた場合には、甲は、PG 又は本決済事業者と協議の上、必要な措置を行うものとする。

#### (利用者への補償)

- 第9条 甲は、甲サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、甲サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、甲サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償する。但し、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、甲は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に基づき、利用者に補償を行うものとする。
2. PG 又は本決済事業者は、本銀行機能若しくは本 API に関して又は本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、甲に求償できる。

#### (モニタリング・監督)

- 第10条 PG 及び本決済事業者は、甲に対し、セキュリティ、利用者保護、甲サービスの状況及び経営状況について、PG 又は本決済事業者が必要と判断した場合、定期的に報告及び資料提出を求めることができるものとし、甲は合理的期間内にこれに応じるものとする。
2. PG 及び本決済事業者は、甲の同意を得て、自ら又は自らが指定する者による立入り監査を実施することができ、甲は、拒絶する客観的かつ合理的な事由がない限り同意するものとし、実務上可能な範囲内でこれに協力するものとする。
  3. PG 及び本決済事業者は、前二項の結果、必要があるとき客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に事前に通知したうえで、本 API 連携を制限又は停止することができるものとする。

### (免責)

- 第11条 PG及び本決済事業者は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により甲又は利用者に生じた損害について責任を負わない。
2. 本APIに関する免責事項については本API仕様書で定めるものとする。また、PG及び本決済事業者は、通信機器、回線、インターネット、コンピュータ、ソフトウェア等の障害、メンテナンス、セキュリティ改善のために本APIの提供ができないことについて、責任を負わない。
3. PG及び本決済事業者は、甲に対し、甲サービス及び本API連携のための技術支援、保守、機能改善等の役務を提供する義務を負わない。

### (連鎖接続先)

- 第12条 甲は、連鎖接続先の名称、連鎖接続の内容、開始時期その他PG又は本決済事業者が指定した事項をPG又は本決済事業者事前に通知しPG又は本決済事業者の同意を得ることにより、連鎖接続を行うことができる。その場合、甲は、連鎖接続先、連鎖接続の内容その他PG又は本決済事業者が指定した事項に変更があるときは、PG又は本決済事業者事前に通知する。
2. 甲は、連鎖接続を新たに開始し、又は連鎖接続先若しくは連鎖接続の内容に変更があるときは、これにより影響を受ける利用者の同意を得るものとする。
3. 甲は、全部又は一部の連鎖接続先に係る連鎖接続を停止又は終了したときはPG又は本決済事業者速やかに通知する。
4. 甲は、連鎖接続先に対し、本特約における甲と同等の義務を負わせ、連鎖接続先の費用と責任においてこれを遵守させる。
5. 甲は、連鎖接続先に対し、連鎖接続先のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、連鎖接続先との間で連鎖接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとする。PG及び本決済事業者は、連鎖接続先に前項の義務の不履行があり、又は、甲が連鎖接続先に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に当該連鎖接続先との連鎖接続の停止を求めることができるものとし、又は甲が相当期間内に当該連鎖接続先との連鎖接続を停止しない場合に本API連携を制限若しくは停止することができるものとする。PG又は本決済事業者は、連鎖接続の停止を求める場合に可能な範囲でその理由を甲に説明するよう努めるものとする。
6. 甲は、連鎖接続先が本条第4項に基づいて負う義務の不履行について、連鎖接続先と連帯して責任を負う。
7. 甲は、連鎖接続先のサービスを利用する者に生じた損害について連鎖接続先とともに責任を負うものとし、PG及び本決済事業者は、連鎖接続先又は連鎖接続先のサービスを利用する者に生じた損害について責任を負わないものとする。

### (禁止行為)

- 第13条 甲は、以下の各号の行為を行ってはならず、甲の委託先が行わないように必要な措置を講じるものとする。
- (1) 本API又は本APIを経由してアクセスするPG又は本決済事業者のシステム若しくはプログラムの全部又は一部(以下これらの内容に関する情報を含み、「銀行のシステム等」という。)を、複製若しくは改変し、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングすること
- (2) PG又は本決済事業者のシステム等を第三者に使用許諾、販売、貸与、譲渡、開示又はリースすること
- (3) PG又は本決済事業者のシステム等に付されている銀行の著作権表示及びその他の権利表示を削除し又は改変すること
- (4) PG又は本決済事業者、本決済事業者の提携先、甲以外の本APIの使用許諾先その他の第三者の知的所有権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損し、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害すること
- (5) 動作確認、接続試験以外の目的で検証環境に接続すること
- (6) 必要なPG又は本決済事業者の検査に合格することなく、本API連携を実施すること
- (7) PG又は本決済事業者の事前の同意を得ることなくPG又は本決済事業者の商標、社名及びロゴマーク等を使用する行為
- (8) 本API及びその派生物をPG又は本決済事業者から許諾を受けた目的外で使用する行為
- (9) インターネットアクセスポイントを不明にする行為
- (10) 銀行法その他各種法令、ガイドライン、監督指針、監督官庁の告示・通達等、本サービス若しくは本API連携に関する諸規則に抵触する行為
- (11) 甲若しくは甲の関係会社において法令等に違反若しくは社会的信用を害する恐れのある業務を行う行為
- (12) 定款記載以外の事業を行う行為
- (13) 通常必要となる通信量を超える等の理由により、PG又は本決済事業者のシステム等の負荷を著しく増加させる行為
- (14) 本APIに対する第三者のアクセスを妨害する行為
- (15) トークン等を第三者へ開示若しくは漏洩し、又はかかるリスクを高める行為
- (16) 公序良俗に反し、他人に著しい不快感を与え、又はPG又は本決済事業者の風評リスクを高めるおそれのある行為
- (17) PG又は本決済事業者の運営するサイト、サーバー、PG又は本決済事業者のシステム等に関し、コンピュータウィルスを感染させ、ハッキング、改ざん、若しくはその他の不正アクセスを行う等、PG又は銀行のシステム等の安全性を低下させる行為
- (18) 国際連合、日本政府又は外国政府のいずれかによって経済制裁の対象となりうる行為
- (19) 前各号に類する行為

### (使用停止)

- 第14条 PG及び本決済事業者は、以下の各号のいずれかにより本APIの一部又は全部を停止することができる。
- (1) 定期的な保守のために必要な停止期間を事前に明確に定めて甲に通知すること
- (2) (1)以外に緊急のセキュリティ対策のために必要な臨時の停止期間を定めて甲に通知すること
2. PG及び本決済事業者は、前項第2号により本APIの一部又は全部を停止しようとするときは、甲に速やかに通知を行う。但し、緊急のセキュリティ対策を行う場合でやむをえない事由があるときは、事後速やかに甲に通知を行うことで足りる。
3. PG又は本決済事業者から通知を受けた甲は、本APIの一部又は全部の停止について利用者への周知を行う。本特約の別の条項に基づき、本API連携が停止又は制限されるときも同様とする。

### (データの取扱い)

- 第15条 甲は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令等、監督指針、ガイドライン等を遵守し、かつ甲サービスの利用規約に従って取り扱うものとする。
2. 甲は、利用者情報を甲サービスの利用規約に従って使用するものとし、本 API による PG への指図の伝達は甲サービスの遂行過程のみで行うものとする。
  3. 甲は、甲サービスに新たなサービスを追加し又は甲サービスを変更しようとするときは、PG 又は本決済事業者に対して事前に通知を行うものとする。PG 及び本決済事業者は、甲に対して異議を述べることができるものとし、PG 又は本決済事業者が異議を述べた場合には、PG 又は本決済事業者と甲は、新たなサービスの追加又は甲サービスの変更について誠実に協議するものとし、両当事者の合意が成立した場合には、当該合意に従って、新たなサービスが甲サービスに追加され、又は甲サービスが変更されるものとする。PG 又は本決済事業者は、甲サービスの追加又は変更に同意しない場合、可能な範囲でその理由を甲に説明するよう努めるものとする。
  4. 前項の定めにかかわらず、甲は、本特約で別途定める場合を除き、新たなサービスを追加し又は甲サービスを変更することに伴って、追加後の新たなサービス若しくは変更後の甲サービスの全部若しくは一部又は本 API の使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携（利用者が PG 及び甲から利用者情報を取得するために使用するソフトウェアを第三者が開発すること、及びかかるソフトウェアを利用者が使用することを含まない。）させてはならない。
  5. 甲は、本特約に基づいて、連鎖接続若しくは甲サービスの全部若しくは一部若しくは本 API の使用を第三者と共同して実施し、若しくは第三者に連携する場合、又は、甲サービスの全部若しくは一部若しくは本 API の使用を第三者に委託する場合を除き、本 API を通じて PG 又は本決済事業者から取得した利用者に関する情報を PG 又は本決済事業者の書面による事前の承諾なく第三者に対して提供してはならない。

### (解約・解除)

- 第16条 PG 及び本決済事業者は、甲が次の各号の一つでも該当する場合には、相当の期間を定めて催告の上、本 API 連携を停止し、又は本特約を解除することができるものとする。
- (1) 本特約について違反があった場合
  - (2) 解散、合併、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡を決定した場合（但し、甲サービスに係る事業が対象とならない合併、会社分割若しくは事業の譲渡又は甲サービスに係る事業の全てが PG 又は本決済事業者の定める基準を満たす第三者に承継される合併、会社分割若しくは事業の譲渡を除く。）
  - (3) 甲の業務の健全かつ適切な運営が確保されていないおそれがあると PG 又は本決済事業者が客観的かつ合理的な事由により認めた場合、利用者の利益を害するおそれがあると PG 又は本決済事業者が客観的かつ合理的な事由により認めた場合、又は利用者の保護を図る必要がある場合
  - (4) 前各号のほか、本特約上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合、又は本特約を存続させることが不当と認められる重大な事由があるとき。
2. 前項の規定の適用により甲に損害が生じた場合であっても、PG 及び本決済事業者は一切の責任を負わないものとする。

### (契約終了時の措置)

- 第17条 理由の如何を問わず本特約又は本利用契約が終了した場合、甲は、本 API 及びその派生物並びにこれらに関連する資料（これらの仕様書、複製物を含むが、利用者情報は除く。）の全てを消去及び破棄するものとする。

以上

## 【別紙②-1】Bank Pay に関する特則A

### (債権の売買)

第1条 甲は、BP 加盟店規約に定める顧客との Bank Pay 取引契約成立後、直ちに、BP 加盟店規約に定める顧客に対する売買取引債権を、その額面額を以て指名債権譲渡の方式により、口座引落確認を表す電文（以下「確認電文」という）が、甲に設置された機構所定の端末機への通知その他の機構所定の方法で通知されないことを解除条件として PG に売却し、PG はこれを買受けるものとする。

2. 甲は、甲の Bank Pay 間接加盟店（以下「BP 間接加盟店」という）が顧客に対して有する売買取引債権を当該 BP 間接加盟店から取得（Bank Pay 代表間接加盟店（以下「BP 代表間接加盟店」という）を通じて取得する場合を含む）した後直ちに、その額面額を以て指名債権譲渡の方式により、確認電文が当該 BP 間接加盟店に設置された機構所定の端末機への通知その他の機構所定の方法で通知されないことを解除条件として PG に売却し、PG はこれを買受けるものとする。

### (解約等)

第2条 PG は、甲又はその BP 間接加盟店若しくは BP 代表間接加盟店が BP 加盟店規約に定める機構による加盟店登録抹消事由に該当するときは、甲に速やかに事前通知の上、当該加盟店では Bank Pay 決済を行えない状態とし、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおその期間内に履行しないときに本特約を直ちに解約することができる。

2. 本決済事業者が Bank Pay 加盟店銀行としての資格を喪失したときは、本特約は直ちに終了する。

### (PG 又は本決済事業者による求償)

第3条 PG 又は本決済事業者が、参加規約の規定により、損害賠償債務（PG が参加規約第16条に基づき甲との間において接続契約（銀行法施行規則第34条の64の9所定の電子決済等代行業再委託者である PG が、甲との間で Bank Pay 取引に係る決済電文の授受を行うことに関する契約を締結することをいい、以下「接続契約」という）を締結したことに起因又は関連して発生した損害賠償債務を含む）を負担した場合、PG 又は本決済事業者は甲に求償することができ、甲はこれに応じる。

2. PG 又は本決済事業者が、BP 加盟店銀行、機構、BP 発行銀行又はスマホ決済サーバ提供事業者等から前項に規定する損害賠償債務の履行を求められたときは、甲に対する通知・催告なく弁済することができる。

### (求償の範囲)

第4条 前条第1項又は次条の規定による甲の求償債務は次の各号のすべてを含む。

(1) 前条第1項に規定する損害賠償債務に係る PG 又は本決済事業者の履行金額

(2) PG 又は本決済事業者が前条第1項に規定する損害賠償債務を履行するために要した費用

2. 前条第1項の規定による求償の対象となる PG 又は本決済事業者の損害賠償債務には、本特約の締結日から甲が参加規約に規定する機構所定の登録を抹消された時又は参加規約に基づき PG 又は甲とスマホ決済サーバとのシステム上の接続が将来に亘り行われないうこととなった時の、いずれか遅い時まで発生した PG 又は本決済事業者の損害賠償債務を含むものとする。

### (求償権の事前行使)

第5条 PG 又は本決済事業者は、甲に次に掲げる事由が一つでも生じた場合には、甲に対する事前の通知・催告等をもって、第3条第1項に規定する PG 又は本決済事業者の損害賠償債務を履行する前であっても、甲に対する求償権を行使できるものとし、PG 又は本決済事業者が求償権を行使した場合には、甲はこれに応じるものとする。

(1) 支払の停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(2) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他のこれらと同等又は類似の現在及び将来における適用ある法令に基づく倒産手続（外国における同等又は類似の倒産手続を含む）開始の申立てがあったとき

(3) 甲の財産に対して仮差押、差押又は競売手続開始の申立てがあったとき

(4) 甲に対して租税公課の滞納による督促、保全差押又は滞納処分による差押の通知が発送されたとき

(5) 甲が、参加規約に基づき負担する債務の一部でも履行を遅延したとき

(6) 所在地の変更の届出を怠るなど接続事業者の責めに帰すべき事由によって、PG に甲の所在が不明になったとき

2. PG 又は本決済事業者は、次に掲げる事由が一つでも生じた場合には、甲に対する事前の請求によって、第3条第1項に規定する PG 又は本決済事業者の損害賠償債務を履行する前であっても、甲に対する求償権を行使することができるものとし、PG 又は本決済事業者が求償権を行使した場合には、甲はこれに応じるものとする。

(1) 甲が本特約又は参加規約に違反したとき

(2) 甲が PG 又は本決済事業者に対して虚偽の資料提供又は報告をしたとき

(3) 前各号のほか、PG 又は本決済事業者が甲に対する債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

3. PG 又は本決済事業者が前二項の規定により求償権を行使する場合には、機構、BP 発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者又は BP 加盟店銀行等が甲の負う債務の全部の弁済を受けない間であっても、甲は、PG 又は本決済事業者に担保を提供させ、又は PG 又は本決済事業者に対して自己に免責を得させることを請求できないものとする。

### (再接続事業者による債務の弁済)

第6条 甲は、参加規約に基づき、機構、BP 発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者、PG 又は顧客に対して負担する債務について、本特約及び参加規約等（参加規約ならびに機構所定の規定、規約及びガイドライン等をいい、以下「参加規約等」という）を遵守して、遅滞なく履行するものとする。

2. 甲は、前項に規定する債務を履行した場合には、PG 又は本決済事業者に対し、直ちに書面により当該債務を履行した旨を通知するものとする。

### (費用の負担)

第7条 PGが求償権の保全又は行使に要した費用(訴訟費用及び弁護士費用等を含む。)は、甲が負担するものとする。

### (報告及び調査)

第8条 甲は、自己又は再接続事業者に次に掲げる事由の一つでも生じた場合には、直ちにPG又は本決済事業者にその旨を報告するものとする。

- (1) 支払の停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (2) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他のこれらと同等又は類似の現在及び将来における適用ある法令に基づく倒産手続(外国における同等又は類似の倒産手続を含む)の開始の申立てがあったとき
  - (3) 甲の財産に対して仮差押、差押又は競売手続開始の申立てがあったとき
  - (4) 甲に対して租税公課の滞納による督促、保全差押又は滞納処分による差押の通知が発送されたとき
  - (5) 参加規約等に基づき負担する債務の一部でも履行を遅延したとき
  - (6) 本特則又は参加規約等に違反したとき
  - (7) PG又は本決済事業者に対して虚偽の資料提供又は報告をしたとき
  - (8) 届出印鑑に係る印章を喪失若しくは毀損した場合、届出印鑑に係る印章を変更した場合又は商号、住所その他の届出事項の変更があった場合
  - (9) 前各号に掲げる事由のほか、甲による通常の事業の遂行が不可能又は困難となると認められる事由その他のPG又は本決済事業者に報告すべき重大な事由が生じたとき
2. 甲は、PGが参加規約に規定する機構所定の接続事業者としての登録がなされ甲が再接続事業者である間、PG又は本決済事業者が必要と認める範囲において請求したときは、財産、債務、経営、業況、財務状況等について直ちにPG又は本決済事業者に対して報告するものとし、また、PG又は本決済事業者が求償権の保全若しくは実行又はその必要性の判断のため、甲に対して必要な調査を行うことに同意し、これに協力することとする。
  3. PG又は本決済事業者が金融当局、警察機関、税務当局等からの要求を受けて、甲に対し、照会を受けた事項について調査等を依頼した場合、甲は、実務上可能な限り協力しなければならず、また必要に応じてPG又は本決済事業者の監査を受けるものとする。
  4. 前三項の規定による報告・調査協力・監査協力を欠き又は遅滞したことにより生じた損害は、すべて甲の負担とする。
  5. PG及び本決済事業者は、前三項の規定による報告、調査又は監査によって知った事項について、機構、BP発行銀行、BP加盟店銀行及びスマホ決済サーバ提供事業者と共有することとし、甲はこれに同意する。

### (再接続事業者の遵守義務等)

第9条 甲は、本特則及び参加規約等を遵守するものとする。

2. PG及び本決済事業者は、甲が参加規約等を遵守するよう甲に対して必要な指導及び監督を行うことができ、甲はこれに従うものとする。
3. 甲は、PG又は本決済事業者が口座直結決済アプリとのBank Pay取引契約の締結に係る機能の提携(口座直結決済アプリにおいて登録預貯金口座を設定可能な銀行として表示されることをいい、本項において以下「提携」という)を行わない場合又は口座直結決済アプリとのBank Pay取引契約の締結に係る機能の提携を行ったBP発行銀行が将来に亘り当該提携を停止、廃止等することとした場合であっても、PG又はBP加盟店銀行、機構、当該BP発行銀行に対し何らの異議を申し立てないものとする。
4. 甲は、Bank Pay取引の継続的提供に重大な影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある事由(Bank Pay取引の提供に利用するシステムに関する重大なシステム障害、Bank Pay取引の提供に関する重大な事務手続に起因する障害、不正出金等の金融犯罪、及びBank Pay取引に関与する接続事業者等又は接続事業者の外部委託先の従業員による不祥事件の発生などを含むがこれらに限られない。以下「障害等」という)が発生した場合には、直ちにPG又は本決済事業者に報告するものとし、PG又は本決済事業者から求められた場合には、必要な情報を提供するものとする。
5. 甲は、PG又は本決済事業者から、Bank Pay取引契約の締結に係る機能のアップデートその他のBank Pay取引の継続的提供に必要な事項に関する依頼があった場合には、速やかにこれを実施する。
6. 甲は、口座直結決済アプリをアップデートする場合又は口座直結決済アプリに関する甲と利用者との間のプライバシーポリシー、サービス利用規約その他の関連する契約の内容を変更する場合には、事前にPG又は本決済事業者に通知するものとする。

### (有効期間及び解約等)

第10条 本特則の有効期間は、本特則の締結日から次の要件の全てが充足された時までとする。

- (1) PG又は甲が機構所定の各登録から抹消されたこと
  - (2) Bank Pay取引に関するPG又は甲とスマホ決済サーバとのシステム上の接続が将来に亘り行われなくなることとなったこと
  - (3) PG、甲及び本決済事業者による債務の弁済又は損害賠償債務の全部の弁済が完了したこと
2. PG及び本決済事業者は、甲が第12条第1項各号の一つにでも該当したときは、直ちに本特則を解除することができる。
  3. PG及び本決済事業者間の契約が終了した場合、本特則は当然終了するものとする。

### (本特則の終了時の取扱い)

第11条 本特則が解除、解約その他の事由により終了した場合であっても、前条第1項各号の全ての要件を充足する時までに発生した原因に基づいてPG又は本決済事業者が損害賠償債務を負担したときは、当該要件が全て充足されるまでは、本特則の効力が継続するものとする。

2. 本特則が解除、解約その他の事由により終了した場合であっても、前項の規定により本特則の効力が継続する間は、当該期間に係る手数料を支払うものとする。
3. 本特則が解除、解約その他の事由により終了したことによりPG又は本決済事業者に損害が生じた場合、甲は責任を負うものとする。

4. 本特則が解除、解約その他の事由により終了した場合、PG 又は本決済事業者は甲に対して、スマホ決済サーバとの接続を終了するために必要な措置を求めることができ、甲はこれに応じるものとする。

#### (反社会的勢力の排除)

第12条 甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて BP 加盟店銀行、機構、BP 発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者又は PG の信用を毀損し、又は BP 加盟店銀行、BP 発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者、機構又は PG の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたと PG が認めたときは、PG は、何ら催告することなく、本特則を解約することができるものとし、甲はこれに異議を申し出ないものとする。また、これにより BP 加盟店銀行、機構、BP 発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者又は PG に損害が生じたときは、甲はこれを賠償するものとする。
4. 甲は、自らの下請業者若しくは再委託先業者（下請又は再委託が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）又は再接続事業者が反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約し、また、当該業者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
5. 甲は、自らの下請業者若しくは再委託先業者又は再接続事業者が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、ただちに当該業者との契約を解除し、又はその他の必要な措置を採るものとする。
6. PG は、甲が、正当な理由なく前項の規定に違反した場合には、何ら催告することなく、本特則を解除することができるものとし、甲はこれに異議を申し出ないものとする。また、甲が前項の規定に違反したことにより、BP 加盟店銀行、機構、BP 発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者又は PG に損害が生じたときは、甲はこれを賠償するものとする。

以上

## 【別紙②-2】Bank Pay に関する特則B

### (債権の売買)

第1条 甲は、BP 加盟店規約に定める顧客との Bank Pay 取引契約成立後、直ちに、BP 加盟店規約に定める顧客に対する売買取引債権を、その額面額を以て指名債権譲渡の方式により、口座引落確認を表す電文が甲に設置された機構所定の端末機への通知その他の機構所定の方法で通知されないことを解除条件として PG に売却し、PG はこれを買受けるものとする。

### (反社会的勢力の排除)

第2条 甲は、現在暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて PG もしくは機構の信用を毀損し、又は PG もしくは機構の業務を妨害する行為

- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたと PG が認めたときは、PG は本特則を解除することができるものとする。また、これにより PG、本決済事業者、又は機構に損害が生じたときは、甲はこれを賠償するものとする。なお、本項に基づく損害賠償の範囲は、本利用契約又は本特則に定める損害賠償に関する規定に優先して適用されるものとする。

### (解約等)

第3条 PG は、甲又はその BP 間接加盟店若しくは BP 代表間接加盟店が BP 加盟店規約に定める機構による加盟店登録抹消事由に該当するときは、本特則を催告なくして直ちに解約することができるものとする。

2. 本決済事業者が Bank Pay 加盟店銀行としての資格を喪失したときは、本特則は直ちに終了するものとする。この場合、PG は、甲に対して、速やかに、当該事実を報告するものとする。

### (甲の義務)

第4条 甲は、Bank Pay 取引契約を遂行するために必要となる甲のアプリ、システム等(以下「甲のシステム」という。)に起因する本サービスに関連するシステム障害(Bank Pay にかかる取引の継続的提供に重大な影響を及ぼすものに限り)や情報漏洩の問題を発見した場合には、遅滞なく PG に報告するものとする。また、この場合、甲は、速やかに当該障害に対する対応措置をとり、再発防止のための施策をとるものとする。

### (甲の管理・監督)

第5条 PG は、本利用契約に定める本利用契約又は本特則の解除・解約権に加えて、甲の業務に公序良俗に照らして問題があること等、BP 間接加盟店として不適切な問題があると判断した場合、直ちに本利用契約又は本特則を解除することができるものとする。

2. 甲は、PG の求めがあった場合、本利用契約又は本特則の遵守状況、運営状況、実態等について速やかに調査し、PG に報告を行うものとする。

### (取消処理を認める期間)

第6条 本サービスを利用して行われた甲・買主間の通信販売の取消しは、甲が甲端末から PG に取消の電文を送信し、PG を経由して当該電文を当該取引が行われた当日までに本決済事業者が受信した場合に限り、認めるものとする。

### (業務委託)

第7条 甲は、利用規約第1章の定めにかかわらず、PG の書面による事前の承諾を得なければ、利用規約第1章に定める甲の業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないものとする。

2. 甲は、前項に基づき PG の承諾を得て本利用契約に定める甲の業務の全部又は一部を委託する場合においては、当該委託先との契約において甲の本利用契約上の義務と同等以上の義務を当該委託先に課して遵守させ、これを適切に管理・監督しなければならないものとする。

### (監督当局等からの要請への対応)

第8条 監督当局等からの PG 又は本決済事業者に対する検査・監督上の要請がある場合、甲は、必要な資料・報告書の提出、PG 又は本決済事業者の立ち入り調査等に協力するものとする。ただし、PG 又は本決済事業者は甲の業務に支障が生じないように配慮する。

#### (甲の規約遵守等)

第9条 甲は本サービスの利用又は甲のシステムの提供に当たり、甲に適用される機構所定の参加規約（以下「参加規約」という）ならびに甲に適用される機構所定の規程、規約及びガイドライン等（以下「参加規約等」という）を遵守する。

#### (損害賠償)

第10条 PGは、本利用契約、本特則に基づく甲への損害賠償請求権に関し、その保全又は行使に要した費用（訴訟費用及び弁護士費用等を含む。）もあわせて甲に請求することができるものとする。

#### (報告及び調査)

第11条 PG及び本決済事業者は、甲が参加規約等を遵守するよう、甲に対して必要な監督及び指導を行うことができるものとする。

2. 甲は、甲について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、直ちにPGにその旨を報告するものとします。この場合、PGは甲に対し、甲のシステムの全部又は一部の提供の停止を指導することができるものとし、甲はこれに従うものとする。

- (1) 支払の停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的債務整理開始の申立があったとき
- (3) 甲の財産に対して仮差押若しくは差押又は競売手続開始の申立てがあったとき
- (4) 甲に対して租税公課の滞納による督促、保全差押又は滞納処分による差押の通知が發送されたとき
- (5) 甲が参加規約等に基づき負担する債務の一部でも履行を遅延したとき
- (6) 所在地の変更の届出を怠るなど甲の責めに帰すべき事由によって、PGに甲の所在が不明になったとき
- (7) PGが本特則、本特約又は参加規約等に違反したとき
- (8) 甲がPGに対して虚偽の資料提供又は報告をしたとき
- (9) 本サービスの利用又は甲のシステムの提供に際し、何らかの不正利用が発生し、又はその可能性が生じたとき
- (10) 前各号のほか、PGが甲に対する債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

3. 甲は、本特則の効力が存続する間は、PGが必要と認める範囲において請求したときは、財産、債務、経営、業況、財務状況等について直ちにPGに対して報告するものとし、また、PGが損害賠償請求権の保全若しくは実行又はその必要性の判断のため、甲に対して必要な調査を行うことに同意し、これに協力することとする。

4. 甲は、財産、債務、経営、業況、財務状況等その他PGによる損害賠償請求権の保全又は実行及びその必要性の判断のために必要な事項について重大な変化が生じたときは、直ちにPGに対して報告するものとする。

5. 前各項の監督、指導に従わず、報告を欠き又は遅滞したことにより生じた損害は、すべて甲の負担とする。

6. PGは、前各項に基づく監督、指導、報告又は調査によって知った事項を、本特則の義務の履行に必要な範囲において、機構、BP発行銀行、BP加盟店銀行、スマホ決済サーバ提供事業者、他の参加規約に定めるBP加盟店銀行、その他本決済事業者と共有することができるものとし、甲はこれに同意する。

#### (苦情処理)

第12条 甲は、本サービスの利用又は甲のシステムの提供に当たり、BP加盟店銀行の顧客その他第三者から苦情が寄せられた場合、PG又はBP加盟店銀行と協議のうえ、適切かつ迅速に対処することとする。

#### (機密情報漏えい等が発生した場合)

第13条 甲は、本利用契約に別途定める場合に加えて、本情報又は機密情報の漏えいその他の機密情報の機密保護に支障を生ずるおそれのある事実（以下それらを「事故」という）の発生を知ったときは、直ちにPGに報告するとともに、当該事故発生の責任の所在にかかわらず事故による損害を最小限にとどめるための応急措置を講じたうえで、遅滞なく書面により事故の詳細な報告及び今後の対応方針案をPGに提出するものとする。

2. 甲は、当該事故の発生原因を特定、除去するとともに、事故による損害の拡大を防止するための措置及び再発防止のための措置を講じるものとする。この場合、事故が甲(委託先を含む)の責めに帰すべき事由によるときは、それら措置を講じるために必要となる費用は全額甲の負担とする。

#### (有効期間及び解約等)

第14条 本特則の有効期間は、本特則の締結日から以下の各号の全てが充足された時までとする。

- (1) PG又は甲が機構所定の各登録から抹消されたこと
- (2) Bank Pay取引に関するPG又は甲とスマホ決済サーバとのシステム上の接続が終了又は将来に亘り行われなくなることとなったこと
- (3) PG、甲及び本決済事業者による債務の弁済又は損害賠償債務の全部の弁済を完了したこと

2. PG及び甲は、解約を希望する日（以下「解約希望日」という）を特定して、相手方に対して解約希望日の6ヵ月前までに解約を希望する旨の通知を行うことで、当該解約希望日をもって本特則を解約することができるものとする。

3. PGは、甲が第11条（報告及び調査）第2項各号の一つにでも該当したときは、事前の通知無く直ちに本特則を解除することができる。

4. 本特則が解除、解約その他の事由により終了した場合、PGは甲に対して、スマホ決済サーバとの接続を終了するのに必要な措置を求めることができ、甲はこれに応じるものとする。

5. 本特則が解除、解約その他の事由により終了した場合であっても、本条第1項各号の全てが充足された時までには、本特則の効力が継続するものとする。

以上

## 【別紙③】即時振替に関する特則

### 1) 特約 1

#### (定義)

##### 第1条

- (1) 「営業日」とは、日本において本決済事業者の休日として定められた日以外の日をいう。
- (2) 「検証環境」とは、本APIを利用するソフトウェアの動作確認を行うために別途開放する本決済事業者のシステムの検証環境をいう。
- (3) 「書面等」とは、書面及び電磁的記録をいう。
- (4) 「セキュリティチェックリスト」とは、甲がセキュリティに関してPG又は本決済事業者に提出する書面等による報告をいう（本利用契約の締結前に提出したものであるかを問わない。また、変更があった場合は変更後のものをいう。）。
- (5) 「接続試験」とは、PG及び甲が本APIを利用するソフトウェアを本APIに係る仕様に準拠していることを本決済事業者が確認するために行われる試験をいう。
- (6) 「トークン等」とは、甲が本APIを通じて本決済事業者のシステムにアクセスするためのトークンその他の情報をいう。
- (7) 「不正アクセス等」とは、不正アクセス、ハッキング、ネットワークへの不正侵入をいう。
- (8) 「本API」とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースであって、本決済事業者がPG又は甲に別途差し入れる仕様書（以下「本API仕様書」という。）の仕様によるものをいう。
- (9) 「本APIアクセス権」とは、PG及び甲が非独占的に本API連携することができる権利をいう。
- (10) 「本API連携」とは、PG及び甲が本APIを使用して、本銀行機能と本サービスを連携させることをいう。
- (11) 「本銀行機能」とは、本決済事業者が利用者に提供する本決済事業者のサービスをいう。
- (12) 「甲サービス」とは、甲が本APIを用いて利用者に対し提供するサービスをいう。
- (13) 「利用者」とは、甲サービス及び本銀行機能を利用することに同意した者であって、甲が甲サービスの利用を認め、本決済事業者が本銀行機能の利用を認めた者をいう。
- (14) 「利用者情報」とは、甲が利用者の指図に基づき本APIを通じて本決済事業者から取得した利用者に関する情報をいう。
- (15) 「連鎖接続」とは、本APIを通じて取得した情報の全部又は一部を利用者に伝達することを目的として連鎖接続先に提供し、又は利用者の指図（当該指図の内容のみを含む。）を連鎖接続先から受領して本APIを通じて本決済事業者に伝達することをいう。
- (16) 「連鎖接続先」とは、銀行法施行規則第34条の64の9第3項に規定される電子決済等代行業再委託者をいう。

#### (本APIの利用等)

- 第2条 PGは、甲に対し、甲サービスにおける本サービスの利用の目的の範囲内で、本APIの非独占的な使用を許諾する。なお、甲はPG又は本決済事業者の事前の書面等による承諾なく、本APIアクセス権について、譲渡、信託、承継、担保権設定その他の一切の処分をすることができず、かつ、第三者に対して再使用許諾することはできない。
2. 本APIの仕様は本決済事業者が定める本API仕様書のとおりとする。PG及び本決済事業者は、甲の承諾を得ることなく、本APIの仕様を変更することができるものとする。
  3. 甲は、本特約に基づく連鎖接続又はPG又は本決済事業者の事前の書面等による承諾を得た場合（第三者との共同実施や連携を行う旨を別紙に定める場合を含む。次項において同じ。）を除き、甲サービスの全部若しくは一部又は本APIの使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携（利用者が甲から利用者情報を取得するために使用するソフトウェアを第三者が開発すること、及びかかるソフトウェアを利用者が使用することを含まない。次項において同じ。）させてはならない。
  4. 甲は、前項に基づくPG又は本決済事業者の事前の書面等による承諾により、甲サービスの提供の全部若しくは一部又は本APIの使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させる場合には、当該第三者の行為についても本特約の定め（情報の適正な取扱い及び安全管理のための措置並びに法令等に基づき必要な事項に限る。以下本項において同じ。）による責任を負担し、当該第三者をして本特約の定めを遵守させるものとする。
  5. 甲は、甲サービスの全部若しくは一部又は本APIの使用を第三者に委託する場合、セキュリティチェックリストに記載されているときを除き、PG又は本決済事業者に事前に通知するものとする。ただし、委託を行うことによりセキュリティチェックリストにおける記載を変更する必要があるときは、甲は、PG又は本決済事業者の事前の書面等による承諾を得るものとする。
  6. PGは、甲に対し、本契約に定める範囲での本APIの使用のみを再許諾するものであり、甲は、本API、その派生物及び本APIにより提供されるデータに係る著作権、特許権その他の知的財産権及び所有権その他の権利を取得するものではない。ただし、本APIにより提供されるデータについて本決済事業者が著作権、特許権その他の知的財産権を有するか否かにかかわらず、甲は、本APIにより提供されるデータについて、甲サービスの目的で加工すること、本特約に基づき第三者に連携すること、連鎖接続先へ提供すること、その他本特約で認められる範囲内で使用することができる。

#### (本API連携の開始)

- 第3条 甲は、本API連携を開始しようとする場合、PGの定めるところにより、セキュリティチェックリストをPG又は本決済事業者に提出する。
2. 本決済事業者は、セキュリティチェックリスト等により甲の体制がPG又は本決済事業者の定める基準を満たしていることを確認した後であっても、甲がPG又は本決済事業者の定める基準を満たさないことが明らかになった場合には、PG及び本決済事業者は本API連携を開始させず、又は本API連携を停止することができる。

#### (認証とトークン)

- 第4条 PG又は本決済事業者は、利用者の申請に基づき、PG又は本決済事業者が定める利用者の本人認証手続その他の手続により本API連携を認める場合、甲に当該利用者に係るトークン等を付与する。
2. 甲は、PG又は本決済事業者が発行したトークン等を自己の費用と責任において厳重に管理するものとし、トークン等を第三者に使用させ、又は貸与、譲渡、売買、質入れ等をしてはならないものとする。

3. 甲は、トークン等を当該トークン等に係る利用者の指図（包括的なものを含む。以下この条において同じ。）に基づいて使用するものとし、PG 又は本決済事業者に伝達する指図その他の情報の過誤、取違え、改ざん及び漏洩について責任を負う。
4. PG 及び本決済事業者は、トークン等の使用があった場合で特段の事情がないときは、甲が当該トークン等に係る利用者からの指図に基づいて使用しているものとみなすものとする。
5. 甲は、トークン等の盗難、不正利用の事実を知った場合、緊急措置を講じた上で、直ちにその旨を PG 又は本決済事業者に対して通知するものとし、PG 又は本決済事業者から指示があった場合には、これに合理的な範囲で従って対応するものとする。
6. 甲のトークン等の管理が不十分であること、又は甲のトークン等の使用に過誤があることに起因して、PG、本決済事業者、又は利用者その他の第三者に損害が発生した場合、当該損害に関する責任は甲が負担するものとする。

#### （再接続事業者の義務）

- 第5条 甲は、利用者との間で、甲サービスの方法及び内容に関し、利用規約を定めて利用者の同意を得るものとし、利用規約の内容を PG 又は本決済事業者に事前に通知するものとする。甲が、甲サービスの方法及び内容を変更し、もって利用規約を変更しようとする場合も、その内容を PG 又は本決済事業者に事前に通知するものとする。PG 及び本決済事業者は、利用者保護等の観点から必要と客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に甲サービスの利用規約の内容を改善するよう求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に事前に通知した上で、本 API 連携を停止することができる。
2. 甲は、甲サービスにおいて虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等を行ってはならず、利用者の保護のために必要な表示、説明等を行うものとする。PG 及び本決済事業者は、甲が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に事前に通知した上で、本 API 連携を停止することができる。ただし、PG 及び本決済事業者は、甲が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ずに、甲への事前通知を行うことなく、本 API 連携を停止することができる。
  3. 甲は、甲サービスに関する利用者からの苦情、問合せ等に対応するため、問合せ窓口を設置し、PG 又は本決済事業者に通知するとともに、公表するものとする。本サービスに関して利用者及び連鎖接続先から苦情、問合せ等が寄せられたときは、甲は適切かつ迅速に対応するものとする。
  4. 甲が本 API を経由して PG 及び本決済事業者のシステムにアクセスするために必要な、コンピュータ、ソフトウェアその他の機器、クラウド環境又はクラウド環境にアクセスするために必要な利用環境、その他の通信回線等の準備及び維持は、甲の費用と責任において行うものとする。
  5. 甲は、PG 又は本決済事業者に提出したセキュリティチェックリストにしたがい、かつ PG 又は本決済事業者が定める基準にしたがったセキュリティを維持する。甲は、セキュリティチェックリストに重要な変更が生じるときは、変更の3か月前までに PG 又は本決済事業者に変更後のセキュリティチェックリストを提出する。ただし、甲が緊急にセキュリティ対策を行う必要があるなどやむを得ない場合には、変更後のセキュリティチェックリストを速やかに PG 又は本決済事業者に提出する。PG 及び本決済事業者は、甲のセキュリティが PG 又は本決済事業者の定める基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは甲に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に事前に通知した上で、本 API 連携を停止することができる。
  6. 甲は、甲サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、甲の費用と責任において行うものとする。
  7. 甲は、事前に PG に通知した内容により、自らの責任において甲サービスを提供する。甲は、甲サービスを停止又は終了しようとするときは、PG 又は本決済事業者に事前に通知した上で、利用者に事前に周知するものとする。ただし、緊急的なセキュリティ対策等による一時的な停止の場合は、事後速やかに PG 又は本決済事業者への通知及び利用者への周知を行うものとする。

#### （不正アクセス等発生時の対応）

- 第6条 甲は、本 API 連携又は甲サービスに関し、不正アクセス等、不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改ざん等若しくは資金移動が発生した場合、又は不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改ざん等若しくは資金移動の具体的な可能性を認識した場合（本決済事業者以外の金融機関との連携に関して不正アクセス等が判明した場合を含む。以下本条において同じ。）、直ちに PG 又は本決済事業者に報告するものとする。
2. 甲は、本 API 連携又は甲サービスに関し、不正アクセス等、不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改ざん等若しくは資金移動が発生した場合、又は不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改ざん等若しくは資金移動の具体的な可能性を認識した場合、速やかに実施可能な対策を講じた上で、PG 及び本決済事業者と協力して原因の究明及び対策を行う。PG 及び本決済事業者は、十分な対策が講じられるまでの間、本 API 連携を制限又は停止することができる。
  3. 不正アクセス等若しくは不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改ざん等若しくは資金移動が発生した場合、又は不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改ざん等若しくは資金移動の具体的な可能性を認識した場合、PG、本決済事業者及び甲は、他の当事者に対し、他の当事者と連携して情報収集にあたるため、口座情報、トークンその他の当該利用者を特定するための情報の開示を求めることができ、求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。開示を受けた当事者は、当該情報を秘密情報として管理する。
  4. 甲は、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行うことができるよう必要なアクセスログの記録及び保存を行う。

#### （障害等発生時の対応）

- 第7条 甲は、本 API 連携、本銀行機能又は甲サービスの継続的提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由（甲サービスの提供に利用するシステムに関する重大なシステム障害、本サービスの提供に関する重大な事務手続に起因する障害、不正出金等の金融犯罪、及び甲サービスの提供に関与する甲又は甲の外部委託先の従業員による不祥事件の発生などを

含むがこれらに限られない。以下「障害等」という。)が発生した場合には、直ちに PG 及び本決済事業者に報告するものとする。

2. 障害等が発生した場合、甲は、PG 及び本決済事業者と協働して当該障害等の発生原因を特定、除去するとともに、障害等による損害の拡大を防止するための措置及び再発防止のための措置（以下「損害軽減措置」という。）をそれぞれ講じるものとする。かかる場合において、PG 及び本決済事業者は、損害軽減措置を講じるために合理的かつ適正な範囲内で、甲に対して障害等の発生した利用者に係る情報、障害等が発生した状況その他の情報の開示を求めることができ、開示を求められた甲は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。開示を受けた当事者は、当該情報を秘密情報として管理する。
3. 障害等が、PG 又は本決済事業者の監督官庁に対して報告が必要な事由に該当する場合には、甲は、PG 又は本決済事業者が監督官庁に報告するために必要な資料の提供その他の協力を行うものとする。
4. 第1項の障害等が甲の設備に起因する場合、甲は、遅滞なく当該障害等の内容の解析を実施するとともに甲サービスの復旧に必要な措置を講じ、障害等の内容と復旧措置について、甲に対し回答する。他方、第1項の障害等が甲又は甲の設備に起因する場合、甲は、遅滞なく当該障害等の内容の解析を実施するとともに甲サービスの復旧に必要な措置を講じ、当該障害等の内容と復旧措置について、PG 又は本決済事業者に対し回答する。甲サービスの復旧に必要な事項が生じた場合には、甲は、PG 又は本決済事業者と協議の上、必要な措置を行うものとする。

#### (利用者への補償)

第8条 甲は、甲サービスに関して利用者（なりすまされた者を含む。以下本条において同じ。）に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、甲サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、甲サービスの利用規約に従い、利用者へ生じた損害を賠償又は補償する。ただし、当該損害が第三者が口座名義人になりすまして本銀行機能に係る申込みをする行為又は口座名義人の意思に基づかない甲又は PG からの電信振替の請求電文の発信に起因するものである場合、甲は、特約3「不正利用被害に係る補償の扱い」、及び、PG 又は本決済事業者所定の対応フローに従い、利用者へ補償を行うものとする。

#### (モニタリング・監督)

第9条 甲は、甲サービスについて、不正アクセス等、不正アクセス等による情報の流出、漏洩若しくは改竄、又は資金移動等の発生を検知するために必要なモニタリングを行う。

2. PG 及び本決済事業者は、甲のセキュリティ、利用者保護、甲サービスの提供又は経営状況が PG 又は本決済事業者の定める基準を満たしていない可能性があるかと判断する場合、甲に対し、セキュリティ、利用者保護、甲サービスの状況及び経営状況について、報告及び資料提出を求めることができるものとし、甲は実務上可能な限り速やかにこれに応じるものとする。
3. PG 及び本決済事業者は、甲のセキュリティ、利用者保護、甲サービスの提供又は経営状況が PG 又は本決済事業者の定める基準を満たしていない可能性があるかと判断する場合、自ら又は自らが指定する者による立入り監査を実施することができ、甲は、拒絶する客観的かつ合理的な事由がない限りこれに同意するものとし、実務上可能な限りこれに協力するものとする。
4. PG 及び本決済事業者は、前2項の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に事前に通知した上で、本 API 連携を制限若しくは停止し、又は本利用契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

#### (免責)

第10条 PG 及び本決済事業者は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により甲又は利用者へ生じた損害について責任を負わない。

2. 本 API に関する免責事項については本 API 仕様書で定めるものとする。また、PG 及び本決済事業者は、通信機器、回線、インターネット、コンピュータ、ソフトウェア等の障害、メンテナンス、セキュリティ改善のために本 API の提供ができないことについて、責任を負わない。
3. PG 及び本決済事業者は、甲に対し、甲サービス及び本 API 連携のための技術支援、保守、機能改善等の役務を提供する義務を負わない。

#### (連鎖接続先)

第11条 甲は、PG 又は本決済事業者に対し、連鎖接続先の名称、連鎖接続の内容、開始時期その他 PG 又は本決済事業者が指定した事項を届け出た上で連鎖接続先に係る審査を依頼し、PG 又は本決済事業者の承認を得ることにより、連鎖接続を行うことができる。なお、甲は、PG 又は本決済事業者から、審査のため確認が必要な事項の報告及び確認資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じるものとする。また、甲は、連鎖接続先、連鎖接続の内容その他 PG 又は本決済事業者が指定した事項に変更があるときは、PG 又は本決済事業者に事前に通知する。

2. 甲は、連鎖接続を新たに開始し、又は連鎖接続先若しくは連鎖接続の内容に変更があるときは、これにより影響を受ける利用者の同意を得るものとする。
3. 甲は、連鎖接続先の業務の適切性に疑義が生じたことを認識したとき、又は全部若しくは一部の連鎖接続先に係る連鎖接続を停止若しくは終了したときは PG 又は本決済事業者へ速やかに通知する。
4. 甲は、連鎖接続先に対し、本特則における甲と同等の義務を負わせ、連鎖接続先の費用と責任においてこれを遵守させる。
5. 甲は、連鎖接続先に対し、当該連鎖接続先のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、連鎖接続先との間で連鎖接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとする。PG 及び本決済事業者は、連鎖接続先に前項の義務の不履行があり、又は、甲が連鎖接続先に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、甲に必要な報告及び当該連鎖接続先との連鎖接続の停止を求めることができるものとし、又は甲が相当期間内に当該連鎖接続先との連鎖接続を停止しない場合に本 API 連携を制限若しくは停止することができるものとする。PG 又は本決済事業者は、連鎖接続の停止を求める場合に可能な範囲でその理由を甲に説明するよう努めるものとする。
6. 甲は、連鎖接続先が本条第4項に基づいて負う義務の不履行について、連鎖接続先と連帯して責任を負う。

7. 甲は、連鎖接続先のサービスを利用する者に生じた損害について連鎖接続先とともに責任を負うものとし、PG及び本決済事業者は、連鎖接続先又は連鎖接続先のサービスを利用する者に生じた損害について責任を負わないものとする。

#### (禁止行為)

第12条 甲は、以下の各号の行為を行ってはならず、かつ、甲の委託先が行わないように必要な措置を講じるものとする。

- (1) 本 API 又は本 API を経由してアクセスする PG 又は本決済事業者のシステム若しくはプログラムの全部又は一部（以下これらの内容に関する情報を含み、「本決済事業者のシステム等」という。）を、複製若しくは改変し、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングすること
- (2) PG 又は本決済事業者のシステム等を第三者に使用許諾、販売、貸与、譲渡、開示又はリースすること
- (3) PG 又は本決済事業者のシステム等に付されている PG 又は本決済事業者の著作権表示及びその他の権利表示を削除し、又は改変すること
- (4) PG 又は本決済事業者、PG 又は本決済事業者の提携先、甲以外の本 API の使用許諾先その他の第三者の知的所有権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損し、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害すること
- (5) 動作確認、接続試験以外の目的で検証環境に接続すること
- (6) 必要な PG 又は本決済事業者の検査に合格することなく、本 API 連携を実施すること
- (7) PG 又は本決済事業者の事前の同意を得ることなく PG 又は本決済事業者の商標、社名及びロゴマーク等を使用する行為
- (8) 本 API 及びその派生物を PG 又は本決済事業者から許諾を受けた目的外で使用する行為
- (9) インターネットアクセスポイントを不明にする行為
- (10) 銀行法その他各種法令、又は本サービス若しくは本 API 連携に関する諸規則に抵触する行為
- (11) 通常必要となる通信量を超える等により、PG 又は本決済事業者のシステム等の負荷を著しく増加させる行為
- (12) 本 API に対する第三者のアクセスを妨害する行為
- (13) トークン等を第三者へ開示若しくは漏洩し、又はかかるリスクを高める行為
- (14) 公序良俗に反し、他人に著しい不快感を与え、又は PG 又は本決済事業者の風評リスクを高めるおそれのある行為
- (15) PG 又は本決済事業者の運営するサイト、サーバー、本決済事業者のシステム等に関し、コンピュータウイルスを感染させ、ハッキング、改ざん、若しくはその他の不正アクセスを行う等、PG 又は本決済事業者のシステム等の安全性を低下させる行為
- (16) 前各号に類する行為

#### (使用停止)

第13条 PG及び本決済事業者は、以下の各号のいずれかにより本 API の一部又は全部を停止することができる。

- (1) 定期的な保守のために必要な停止期間を事前に明確に定めて甲に通知すること
- (2) (1) 以外に緊急のセキュリティ対策のために必要な臨時の停止期間を定めて甲に通知すること
2. PG 及び本決済事業者は、前項第2号により本 API の一部又は全部を停止しようとするときは、甲に速やかに通知を行う。ただし、緊急のセキュリティ対策を行う場合でやむをえない事由があるときは、事前又は事後速やかに甲に通知を行う。
3. PG 又は本決済事業者から通知を受けた甲は、本 API の一部又は全部の停止について利用者への周知を行う。本特則の別の条項に基づき、本 API 連携が制限若しくは停止又は本利用契約が解除されるときも同様とする。

#### (データの取扱い)

第14条 甲は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ甲サービスの利用規約に従って取り扱うものとする。

2. 甲は、利用者情報を甲サービスのためのみ使用するものとし、本 API による PG 又は本決済事業者への指図（指図の内容のみを含む。）伝達は甲サービスの遂行過程のみで行うものとする。
3. 甲は、甲サービスに新たなサービスを追加し又は甲サービスを変更しようとするときは、PG 又は本決済事業者に対して事前に通知を行うものとする。PG 及び本決済事業者は、当該通知を受けてから甲に対して異議を述べることができるものとし、PG 又は本決済事業者が異議を述べた場合には、PG 又は本決済事業者と甲は、新たなサービスの追加又は甲サービスの変更について誠実に協議するものとし、両当事者の合意が成立した場合には、当該合意に従って、新たなサービスが甲サービスに追加され、又は甲サービスが変更されるものとする。PG 又は本決済事業者は、甲サービスの追加又は変更に同意しない場合、可能な範囲でその理由を甲に説明するよう努めるものとする。

#### (反社会的勢力の排除)

第15条 甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わない。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

- (5) その他前各号に準ずる行為
3. PG は、甲が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく本利用契約を解除することができる。
  4. 前項の規定の適用により甲に損害が生じた場合にも、甲はPGに何らの請求もできず、PGに損害が生じたときは甲がその一切の損害を賠償するものとする。本項の定めは、本利用契約に定める損害賠償に関する規定に優先して適用する。

#### (経済制裁への対応)

- 第16条 甲は、国際連合、日本政府又は外国政府のいずれかによって経済制裁の対象とされている者（指定されている場合に限られず、支配関係、所在国等により対象となる場合を含む。以下「経済制裁対象者」という。）ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. PG は、甲が経済制裁対象者に該当し、又は前項の規定に基づく表明に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく本利用契約を解除することができる。
  3. 前項の規定の適用により甲に損害が生じた場合にも、甲はPGに何らの請求もできず、PGに損害が生じたときは甲がその一切の損害を賠償するものとする。本項の定めは、本利用契約に定める損害賠償に関する規定に優先して適用する。

#### (解約・解除)

- 第17条 PG は、甲が次の各号の一つでも該当する場合には、催告を要することなく、本API連携を停止し、又は本特則を解除することができる。
- (1) 本利用契約について重大な違反があった場合
  - (2) 甲サービスに関する業務停止命令又は業務改善命令等の処分を監督官庁等から受けた場合
  - (3) 所有する財産について、第三者から仮差押、仮処分、保全差押若しくは差押の命令、通知が發送されたとき、又はその他の強制執行の申立を受けた場合
  - (4) 支払停止の状態になった場合、又は手形交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
  - (5) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的整理手続若しくは私的な整理手続の開始の申立を行った場合、又はこれらについての申立を受けた場合
2. PG は、甲が次の各号の一つでも該当する場合には、相当の期間を定めて催告の上、本API連携を停止し、又は本特則を解除することができる。
- (1) 本利用契約について違反があった場合
  - (2) 解散、合併、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡を決定した場合（ただし、甲サービスに係る事業が対象とならない合併、会社分割若しくは事業の譲渡又は甲サービスに係る事業の全てがPG及び本決済事業者の定める基準を満たす第三者に承継される合併、会社分割若しくは事業の譲渡を除く。）
  - (3) 甲の業務の健全かつ適切な運営が確保されていないおそれがあるとPG又は本決済事業者が客観的かつ合理的な事由により認めた場合、利用者の利益を害するおそれがあるとPG又は本決済事業者が客観的かつ合理的な事由により認めた場合、又は利用者の保護を図る必要がある場合
  - (4) 前各号のほか、本特則上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合、又は本特則を存続させることが不当と認められる重大な事由があるとき。
3. 前2項の規定の適用により甲に損害が生じた場合であっても、PG及び本決済事業者は一切の責任を負わないものとする。

#### (契約終了時の措置)

- 第18条 理由の如何を問わず本特則が終了した場合、甲は、本API及びその派生物並びにこれらに関連する資料（これらの仕様書、複製物を含むが、利用者情報は除く。）の全てを消去及び破棄するものとする。ただし、甲は、法令により保管が義務付けられている情報を法令で定められた期間保管することができる。

#### (初期導入費用等の改定)

- 第19条 本決済事業者の手数料・規則等の変更、関連法令の変更又は金利変動等の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、PGは、甲に対する通知により、本サービスに関する初期導入費用等を合理的範囲で改定することができるものとする。

## 2) 特約2 事務取扱要領

#### (定義)

- 第1条 本特約において、以下の各号に規定する用語は、それぞれ以下の意味を有する。
- (1) 「利用者の総合口座」とは、利用者が指定した本決済事業者所定の総合口座をいう。
  - (2) 「甲サービス」とは、PGの承認を受けた甲が提供するサービスをいう。
  - (3) 「甲顧客」とは、甲サービスを利用しようとする者をいう。

#### (甲顧客による本API連携及び本サービスの申込み等)

- 第2条 甲顧客による本API連携及び本サービスに係る申込みは、甲顧客の端末（パーソナルコンピュータ、パーソナルコンピュータに準じたインターネット接続端末機をいい、甲顧客の所有の如何を問わない。）による操作に従い、当該顧客を特定するためのPG又は本決済事業者所定の情報の提供を、インターネットを通じて行うものとする。
2. 甲は、甲顧客と利用者の総合口座の口座名義人（以下「口座名義人」という。）が、同一人物のものであることを確認しなければならない。
  3. 本API連携及び本サービスは、第1項により申込みを行った甲顧客のうち、PG及び本決済事業者が承諾した者に限り、利

用できるものとする。

4. 利用者に対する甲サービスの提供が終了した場合又は利用者が本 API 連携及び本サービスの利用の廃止の届出をした場合には、甲は当該利用者について本特則に基づく電信振替依頼を行ってはならない。

#### (電信振替)

第3条 PG 及び本決済事業者は、電信振替に際して、利用者に対する払出済の通知及び入金督促は行わない。

#### (照会)

第4条 甲は、本サービスに係る取扱いについて PG 又は本決済事業者に照会を行う場合は、PG の求めに応じて、PG 所定の書式にて、照会をしなければならない。

#### (利用者の利用廃止)

第5条 利用者からの本サービスの利用廃止の届出は、原則甲をして受け付けることとし、処理手順の詳細については別途 PG が指定することとする。なお、甲は利用者からの本サービスの利用の廃止届出を受け付けた後は、当該利用者に関する本サービスの利用を行ってはならない。

#### (障害時の連絡対応等)

第6条 甲は、障害等を検知した場合は、直ちに、PG 所定の方法により、PG に連絡する。なお、甲（連鎖接続先を含む。以下本条において同じ）において障害等が発生し、かつ甲サービスの停止を行う場合は、PG 又は本決済事業者所定の方法により、PG 又は本決済事業者あてに提出する。

#### (システムの提供時間等)

第7条 本サービスの提供時間は、PG 及び本決済事業者所定の時間帯とする。ただし、PG は、利用規約の定めに従い、本サービスの停止等を行うことができる。

#### (登録情報等の変更)

第8条 甲は、本サービスの利用に際し、PG 又は本決済事業者に登録している登録情報（「セキュリティチェックリスト」、「利用申込書」、「取扱確認書」により届け出た情報、本利用契約に基づき届け出た連鎖接続先の情報その他甲が PG 又は本決済事業者へ届け出た情報をいう。）又は連絡先一覧又は甲サービス（以下総称して「登録情報等」という。）に変更があるときは、利用規約の定めにかかわらず、本特約の定めに従い、変更の3か月前までに、PG 所定の方法にて、変更後の登録情報等を PG へ提出しなければならない。この場合、甲は PG の要求若しくは必要に応じて登録情報等に関する確認資料を提示しなければならない。

2. PG は、甲に対し、最新の登録情報等を届け出るよう求めることができる。この場合、甲は、速やかに最新の登録情報等を PG に提出しなければならない。
3. 前2項の定めによる登録情報等の提出が遅滞したために生じた甲の損害について、PG 及び本決済事業者は責任を負わないものとする。

#### (目的外利用の禁止)

第9条 甲は、甲サービスを利用者に提供すること以外の目的で本サービスを利用してはならない。

#### (免責)

第10条 PG 及び本決済事業者は、PG 及び本決済事業者所定の方法により、甲からの電信振替依頼であることを確認のうえ、電信振替を行った場合は、事故等（当該電信振替が甲又は口座名義人の意思に反してなされた場合を含む。）があっても PG 及び本決済事業者は当該依頼を甲の意思に基づく有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について責任を負わない。

2. 本サービスによる電信振替がなされた場合において、甲サービスに関する利用契約その他の契約の全部又は一部が無効若しくは不存在であり又は解除（合意解除を含む。）され若しくは取消等により適法に解消されたとき又は電信振替が不法になされたとき（そのおそれがあるときを含む。）は、甲は速やかにその旨を PG に通知するとともに、それらの全部又は一部が無効若しくは不存在であり又は解除（合意解除を含む。）され若しくは取消等により適法に解消されたとき又は電信振替が不法になされたときと認められるときは、甲の責任と費用負担において当該利用者との電信振替依頼を停止し、利用者に対し補填を行う等、甲の責任と費用負担において利用者との間で適切に解決するものとする。
3. PG が、本特則に定める電信振替において生じた PG 又は本決済事業者の責めに帰すべき事由による事故等により甲に損害を与えた場合における、PG の甲に対する損害賠償責任の上限は、損害の対象となる当該電信振替金額又は利用規約第26条第2項に定める金額の少ない方を限度とする。なお、その余の PG の甲に対する損害賠償責任の上限については、利用規約第26条第2項の定めに従う。

### 3) 特約3 不正利用被害に係る補償の扱い

甲は、本決済事業者と本銀行機能にかかる本決済事業者所定の総合口座の名義人（以下「口座名義人」という）との間で、又は、本決済事業者と口座名義人及び PG との間で、以下の内容について合意が成立していることを認識し（ただし本決済事業者により通知等なく即時振替規定等の改定により内容が変更されることがあり、その場合は当該変更内容を指すものとする。以下本特約において同じ）、当該内容に沿って本決済事業者又は口座名義人が PG に損害・費用等の補償の請求をする等により PG が当該損害・費用等を負担した場合、甲は、利用規約の定めにかかわらず、PG に対して当該損害・費用等を支払う義務を負うことに合意する。

#### 1. 補償請求の要件

次の各号のすべてに該当する場合、口座名義人は、PG、甲、又は本決済事業者に対して不正利用被害の補償を請求することができる。

- (1) 不正利用（口座名義人の意思によらない本銀行機能の利用をいう。以下同じ）を認識してから、速やかに、PG、甲又は本決済事業者への通知が行われていること
- (2) PG、甲及び本決済事業者の調査に対し、前号の不正利用に関し十分な説明が行われていること
- (3) 警察署に被害届を提出していること等を示すなど、被害状況、警察への通知状況等についてPG、甲及び本決済事業者の調査に協力していること
- (4) (1)に定める通知が、不正利用が行われた日から起算し本決済事業者所定の期間内に行われており、かつ、同通知が、記号番号等又はID等の盗取又は詐取等が行われた日（当該盗取又は詐取等が行われた日が明らかでないときは、当該記号番号等又はID等を用いて最初に不正利用が行われた日）から起算し本決済事業者所定の期間内に行われていること

## 2. 補償の範囲

上記「1. 補償請求の要件」に基づき正当な請求がなされた場合、不正利用が口座名義人の故意によると本決済事業者又はPGが認める場合を除き、不正利用により生じた損害金額を補償する。ただし、PG、甲、及び本決済事業者が善意・無過失であり、かつ、口座名義人に過失があると本決済事業者又はPGが認める場合は、当該損害金額のうち一部に相当する額を補償すれば足りる。また、口座名義人に重大な過失がある等本決済事業者又はPGが補償責任を負うべきではないと認める場合は、PG及び本決済事業者いずれも補償責任を負わない。

## 3. 補償分担

本決済事業者が、上記「1. 補償請求の要件」及び「2. 補償の範囲」に基づき、口座名義人への補償を完了したものについては、下記の分担割合に基づきPGに支払いを請求し、PGは本決済事業者にこれを支払う。

被害類型	補償分担割合（PG：本決済事業者）※3～5
なりすまし型※1	50：50
のっとり型※2	100：0

※1 なりすまし型とは、次の各号のすべてに該当する本サービスを介した本銀行機能の利用を指す。

- ①口座名義人が保有する記号番号等（口座名義人の総合口座の記号番号、カナ氏名、生年月日又はキャッシュカード暗証番号をいう。以下同じ。）が第三者によって不正に取得されたこと（認証情報のランダム入力によって認証情報を割り出して取得する行為を含む。）
- ②前号により取得された記号番号等を用いて甲サービスのアカウントに当該記号番号等に紐付く総合口座が登録されたこと
- ③前号の総合口座から本銀行機能の利用が行われたこと

※2 のっとり型とは、次の各号のすべてに該当する本サービスを介した本銀行機能の利用を指す。

- ①口座名義人が自身の総合口座を登録済みの甲サービスのアカウントが、ID等（甲サービスに用いられるID、パスワード等をいう。以下同じ。）が不正に取得される等の事情により、第三者による不正なログインがなされたこと
- ②前号の総合口座から本銀行機能の利用が行われたこと

※3 上記の被害類型において、被害金額に対する利子は補償金額の総額に含めないものとする。

※4 上記の被害事例がPG又は本決済事業者の責に帰すべき事由に起因する場合は、上記の分担割合にかかわらず、当該責を負う側が全額を負担する。

※5 口座名義人が自らの意思で甲サービスのアカウントを作成したか判別できない場合（被害類型が判別できない場合）は、なりすまし型の補償分担割合を適用する。

### 【備考】

1. 口座名義人が、記号番号等又はID等の盗取又は詐取等により不正に本銀行機能の利用申込み（総合口座の登録をいう。以下同じ。）若しくは不正利用を行った者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には、当該賠償又は返還を受けた額の限度において、PG及び本決済事業者は補償の請求には応じない。また、不正利用により被った損害について、口座名義人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とする。
2. 補償を行った場合には、甲若しくはPG又は本決済事業者は当該補償を行った金額の限度において、不正に本銀行機能の利用申込みを行った者及び不正利用により便益を受けた者その他の第三者に対して口座名義人が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を、上記「3. 補償分担」に定める補償分担割合に応じて自己及び相手方のために口座名義人から取得するものとする。

以上